

第1号様式（日本産業規格A列4番）

移動等円滑化取組計画書

令和2年6月30日

住 所 千葉県千葉市稲毛区萩台町199番地1

事業者名 千葉都市モノレール株式会社

代表者名（役職名及び氏名） 代表取締役社長 川上 千里

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び車両等の整備に関する事項

千葉市との協議により、駅旅客トイレについて、バリアフリー法に基づき車椅子利用者をはじめ誰もが利用できるようバリアフリーやユニバーサルデザインの観点を取り入れ整備を進める。

また、段差解消に向けた整備事項として、全18駅にエレベーターを設置しているが、千葉駅の一部エレベーターが旧バリアフリー法時に設置されたため、新バリアフリー法に適合しないものとなっている。なお、このエレベーターの更新予定は未定となっている。

さらに、老朽化した車両をバリアフリー化されたO形車両に順次更新し、2028年度までに全ての車両を置き換える。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- 約8割が無人駅であることから、事前連絡または駅に設けたインターфонから乗降補助の連絡があれば、近隣の駅などから社員を向かわせ対応することを徹底する。声掛け・助け合いポスターの掲出やヘルプマークの普及啓発に努める。
- バリアフリー設備等の内容について、わかりやすい案内をウェブサイトで行う。
- 乗降補助の連絡を受けた際、駅係員が適切に対応できるよう社内研修を実施する。
- 社会の多様なニーズに応えるため、高齢者や障害者等への理解を深め、駅利用や車両乗降の際には、年齢や障害の有無を超えたおもてなしを提供できるよう、2024年度までに駅係員と運転士全員がサービス介助士資格を取得する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
駅トイレのバリアフリー化	・駅トイレについて以下の駅をバリアフリー改修する。 みつわ台駅・・・(2020年度)
車両の更新	・移動等円滑化基準を満たす新型車両を導入する。 2編成4両・・・(2020年度)

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降介助、乗降補助サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・無人駅における対応として、運転士は、車椅子利用の旅客への乗降介助を実施する。 ・車椅子利用の旅客、視覚障害者及び乗降介助が必要な旅客等については、エレベーターまでの介助誘導を実施する。 ・無人駅に「声掛け・助け合いのポスター」を掲示して乗客同士による助け合い等について普及啓発を図る。 ・無人駅であってもあらかじめ事前連絡を受けることで、乗降補助サービスが可能であることをホームページ等で周知する。 ・駅インターホンから乗降補助の連絡を受けた場合は、有人駅や本社(以下、「最寄り駅等」という)から駅係員等が対応する。 ・幅広改札機が設置されていない駅から乗降する場合は、事前連絡または駅インターホンで依頼を受ければ、最寄り駅等から社員が介助に駆けつけることを徹底する。
筆談器の配備	<ul style="list-style-type: none"> ・千葉みなと駅、千葉駅、都賀駅、千城台駅に筆談器を配備しており、引き続き誘導案内に活用していく。
障害者の接遇に関する民間資格を持つ職員の配置	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響から、2020年度までに全駅係員にサービス介助士の資格を取得させることができたため、状況を注視しながら資格取得を進めていく。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
乗降補助サービスの提供	<ul style="list-style-type: none"> ・乗降補助サービスの実施にあたり、事前連絡するための連絡先及び駅インターфонの活用について、ウェブサイトや駅で広告することにより、取り組みの周知を行う。 ・無人駅改札口に介助が必要な方のための補助に関する連絡方法を広告することにより周知を図る。 ・無人駅をはじめ全駅へ転落防止のための放送を社員が録音し音声により繰り返し放送する。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス介助士の資格取得及び資格更新に係る経費を会社負担とし資格取得の促進を図るが、新型コロナウイルス感染症の影響から、2020 年度までに全駅係員にサービス介助士の資格を取得させることができたため、状況を注視しながら資格取得を進めていく。
定例訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・車椅子や高齢者、視覚障害者の疑似体験型訓練を実施する。
小集団活動による対応方研究	<ul style="list-style-type: none"> ・社内の小集団活動にて「介助を必要とされている方」への対応向上について研究する。
講習会への参加	<ul style="list-style-type: none"> ・民間企業主催の盲導犬講習会に参加し、盲導犬に関する知識を習得する。
ガイドヘルパー養成研修の受入	<ul style="list-style-type: none"> ・当社の駅・列車をガイドヘルパー養成研修の実施場所として提供し、課題等の情報共有を図る。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

・千葉駅等を含む中心市街地の移動等円滑化については、千葉市が基本構想を作成中である。当社も協議会に参加し必要な協力をを行う。

※千葉駅等とは、千葉駅のほか千葉みなと、市役所前、都賀、スポーツセンター、千城台駅を示す。

・千葉市が基本構想の策定過程において実施した基礎調査（地域懇談会、まち歩き点検ワークショップ）における障害当事者の意見を参考とし、特に重要な案件については、状況の確認を行い業務連絡会議等で共有する。

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由

V その他計画に関する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の企業理念・行動指針に基づくものであり、具体策については中期経営計画に位置づけられている。

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、IIの欄に記入した計画に関する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。